

笠間市国民健康保険  
保健事業総合計画

令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年度）

〈笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画〉  
〈笠間市特定健康診査等第4期実施計画〉

【概要版】

笠間市

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 策定の趣旨

我が国は、国民皆保険制度等を基盤として国民の健康の維持・増進が図られ、世界最高水準の長寿社会を実現しました。団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、生産年齢人口の減少が加速する令和22年頃を展望すると、人生100年時代に相応しい予防・健康づくりの推進が重要となり、これに向けた新たな取組みが求められています。

近年、急速な高齢化が進行し、生活習慣病や認知症などの慢性的な疾患が増加しています。これらの疾患は、個々の健康だけでなく、社会全体の医療費増大や労働力の低下といった問題を引き起こし、持続可能な社会の実現を阻害する要因となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、健康に対する意識が一層高まり、健康寿命の延伸やQOL（Quality of Life）の向上が求められています。

このような背景の中、地域における健康づくりの取り組みが重要となり、特に、地域の特性やニーズに応じた健康診査や健康支援の提供、データを活用した健康情報の収集を行い、改善策の速やかな提供などが求められています。

これまで「笠間市国民健康保険第2期データヘルス計画」及び「笠間市特定健康診査等第3期実施計画」を通じて、地域住民の健康づくりに取り組み、地域住民の健康状態の把握や健康行動の促進、疾病の早期発見・早期治療の実現を目指し、事業に取り組んでまいりました。

このたび、両計画とも令和5年度末に計画期間が終了することから、新たな時代のニーズに応え、更なる健康増進を目指すために、「笠間市国民健康保険保健事業総合計画」として「笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画」及び「笠間市特定健康診査等第4期実施計画」を一体的に策定することにしました。

計画の策定にあたっては、特定健康診査の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、相互の整合性を図りながら保健事業の実施・評価・改善等を行うものとします。これまでの成果を踏まえつつ、新たな健康課題に対応し、地域住民一人ひとりが健康で豊かな生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

## 2. 計画の位置づけ

データヘルス計画は、「国民健康保険法第 82 条」に基づき策定し、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条」に基づき策定します。

策定にあたっては、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」及び「第3次健康いばらき21」、「第2次笠間市健康づくり計画」との整合性も図ります。

### 計画の位置づけ

	データヘルス計画	特定健康診査等実施計画
法 律	国民健康保険法第 82 条	高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条
基本的な方針	厚生労働省保険局 「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」	厚生労働省保険局 「特定健康診査等基本指針」 「特定健康診査等実施計画策定の手引き」
対 象	笠間市国民健康保険被保険者全員	40歳～74歳の笠間市国民健康保険被保険者
考え方	特定健康診査・特定保健指導の結果や健康・医療データを活用、分析、課題を明確にし、PDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施により、被保険者の健康保持増進に資する計画	メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査及びその結果により、生活習慣の改善を目的とした特定保健指導に資する計画

## 3. 計画期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6年間とします。

### 計画期間

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
国	健康日本21（第二次）※平成25年度から						健康日本21（第三次）※令和17年度まで					
県	第3次健康いばらき21						第4次健康いばらき21（予定）					
市	笠間市健康づくり計画						第2次笠間市健康づくり計画					
	笠間市国民健康保険保健事業総合計画 〈笠間市国民健康保険第2期データヘルス計画〉 〈笠間市特定健康診査等第3期実施計画〉						前期	後期 ※令和13年度まで				
							笠間市国民健康保険保健事業総合計画 〈笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画〉 〈笠間市特定健康診査等第4期実施計画〉					

## 第2章 現状分析

### 1. 笠間市の概況

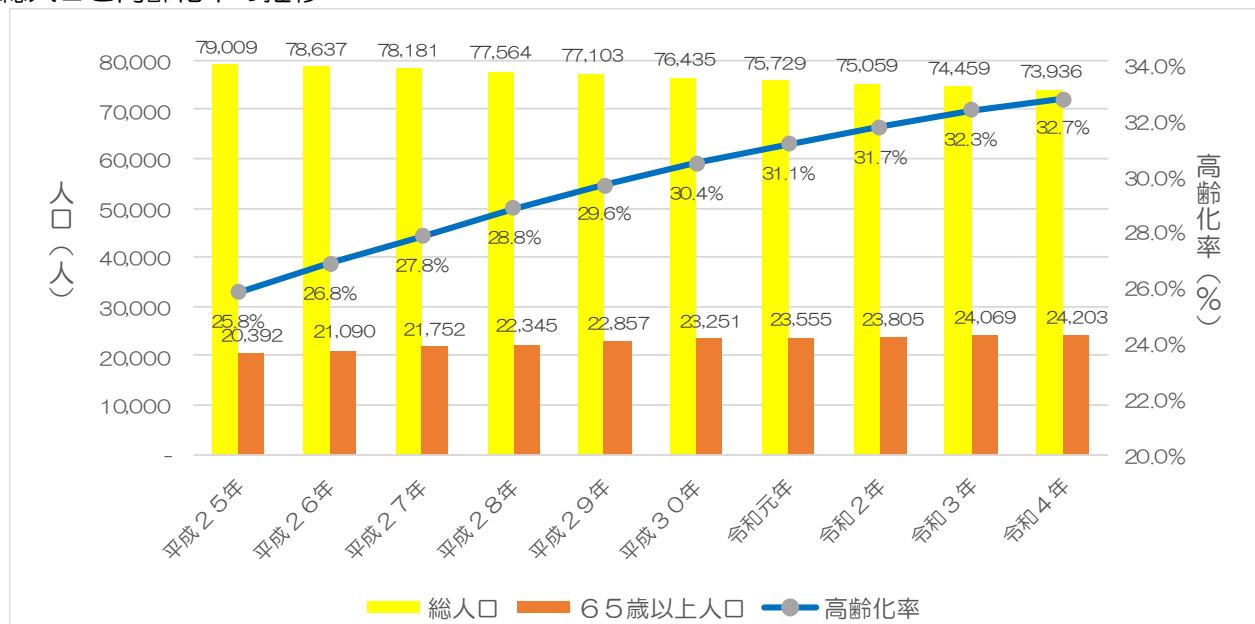
#### ■総人口と高齢化率

笠間市の人口は減少傾向にあり、合併直後の平成18年は81,000人を超えていましたが、平成23年には80,000人を下回り、令和4年10月1日現在73,936人となっています。

一方、高齢化率（全人口のうち65歳以上の人の割合）は増加傾向にあり、平成25年で25.8%と4人に1人が高齢者となり、令和4年は32.7%と3割を超えています。

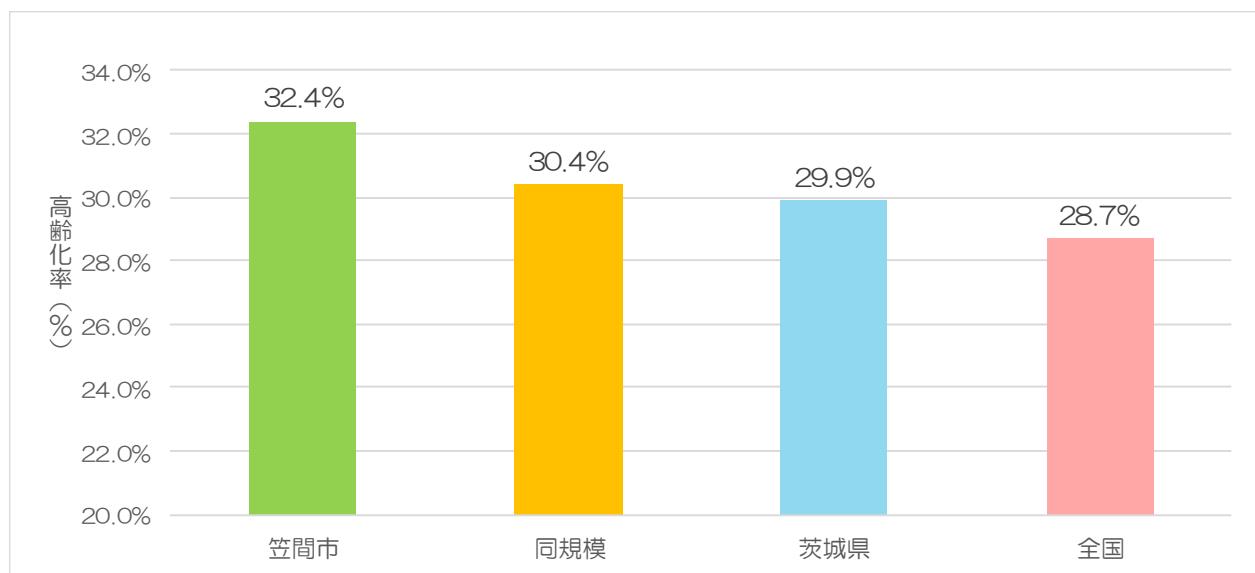
また、同規模保険者（以下「同規模」という。）・茨城県・全国平均と比較すると、笠間市の高齢化率は高い状況です。

総人口と高齢化率の推移



出典：住民基本台帳人口（10月1日）

高齢化率の比較（令和4年度末）



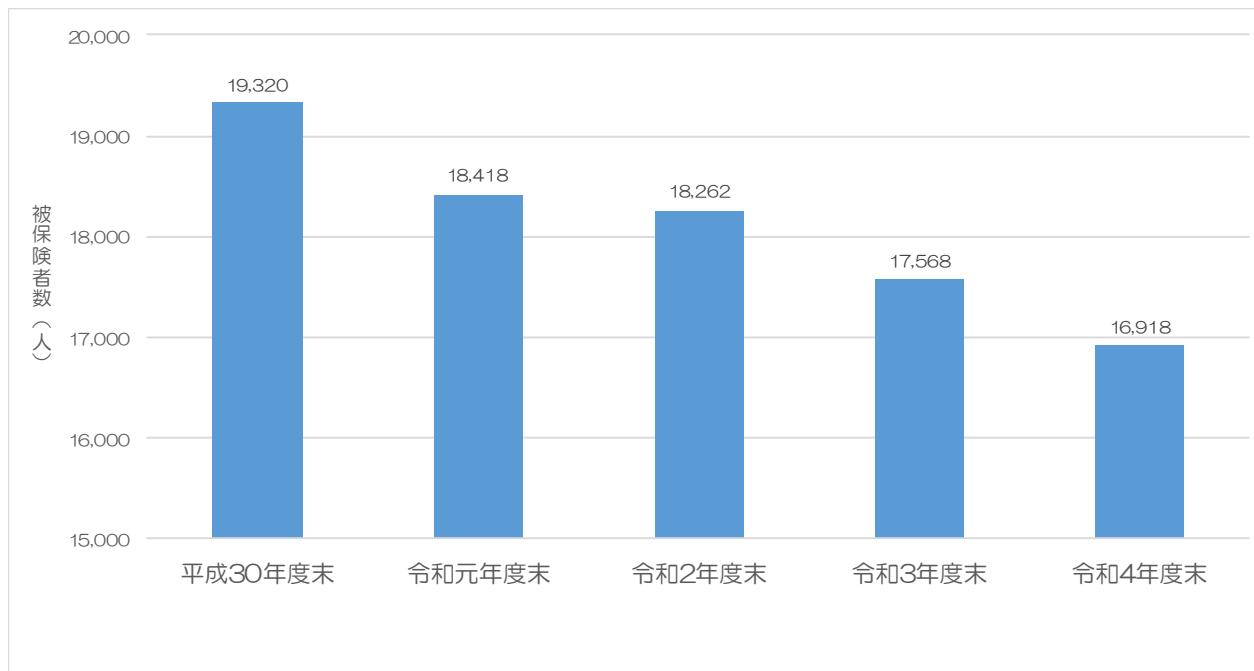
出典：KDB（国保データベースシステム）

## 2. 笠間市国民健康保険被保険者の状況

### ■加入世帯数と被保険者数

笠間市国民健康保険（以下「国保」という。）の加入世帯数、被保険者数ともに減少傾向です。人口減少、及び団塊世代の後期高齢者医療保険へ移行に伴うものと考えられます。

被保険者の推移（平成30年度～令和4年度）



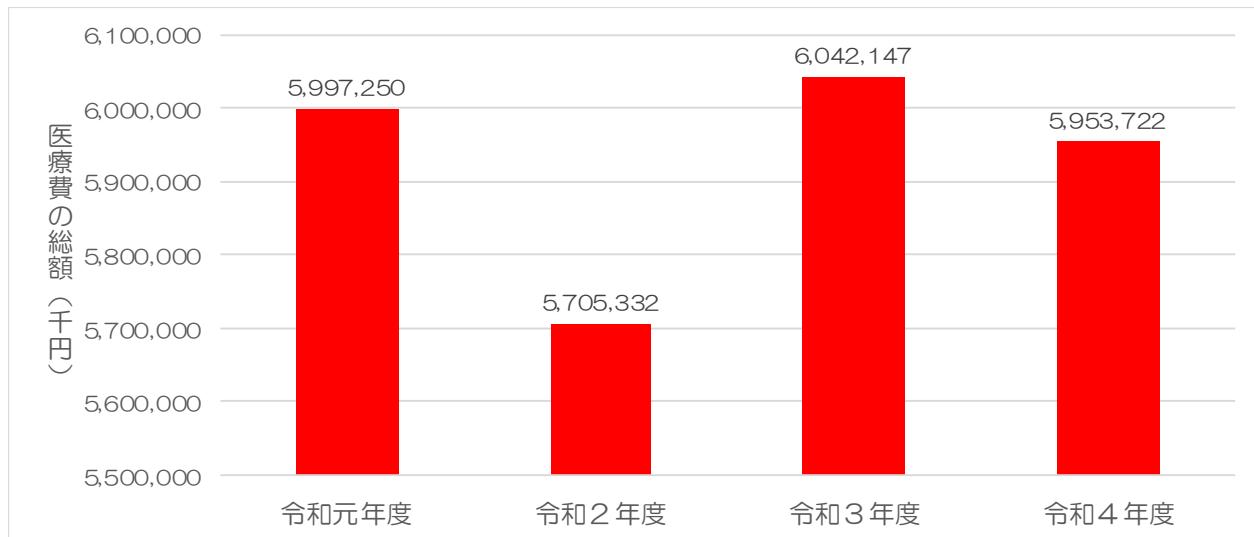
出典：国保事業年報 A表

## 3. 笠間市国民健康保険医療費の状況

### ■全体の医療費

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響により減少しましたが、令和3年度には受診が回復し増加となりました。令和4年度はやや減少しています。

医療費の推移



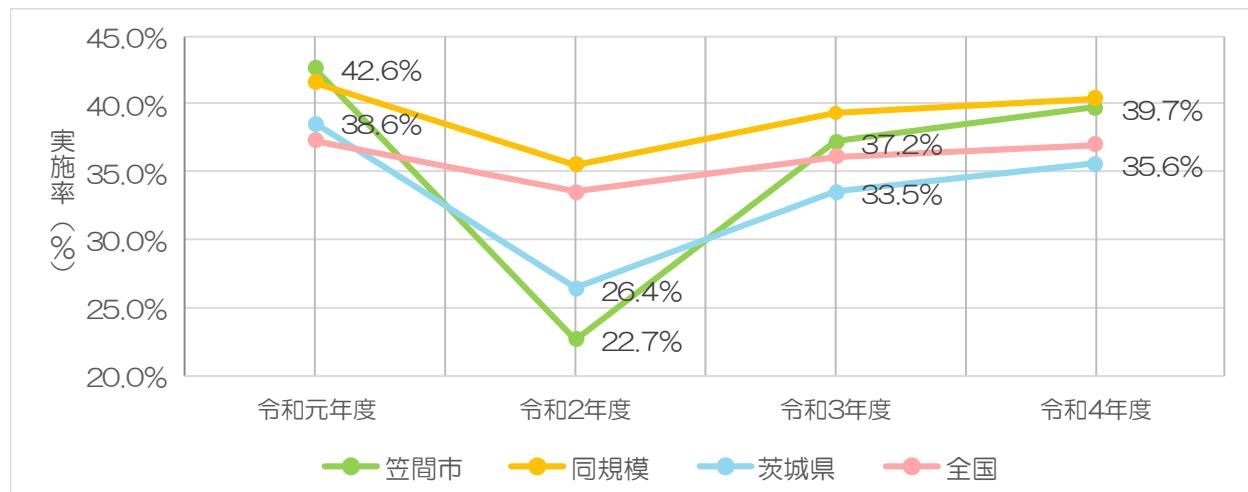
出典：国保事業年表 C表 (1)

#### 4. 特定健康診査の状況

##### ■特定健康審査実施率

笠間市の実施率の推移は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は落ち込みましたが、令和3年度以降は回復傾向にあり、茨城県平均と比べると高い実施率となっています。

特定健康診査実施率の推移と比較

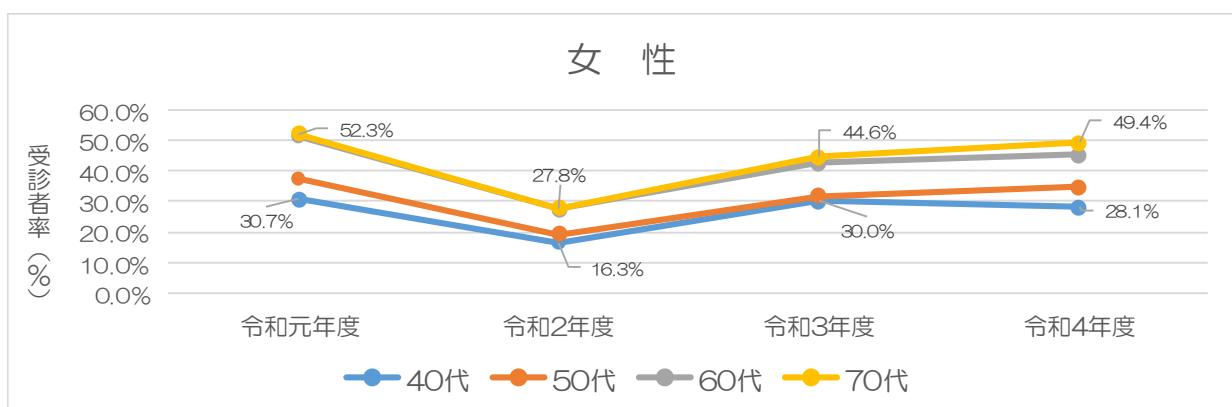
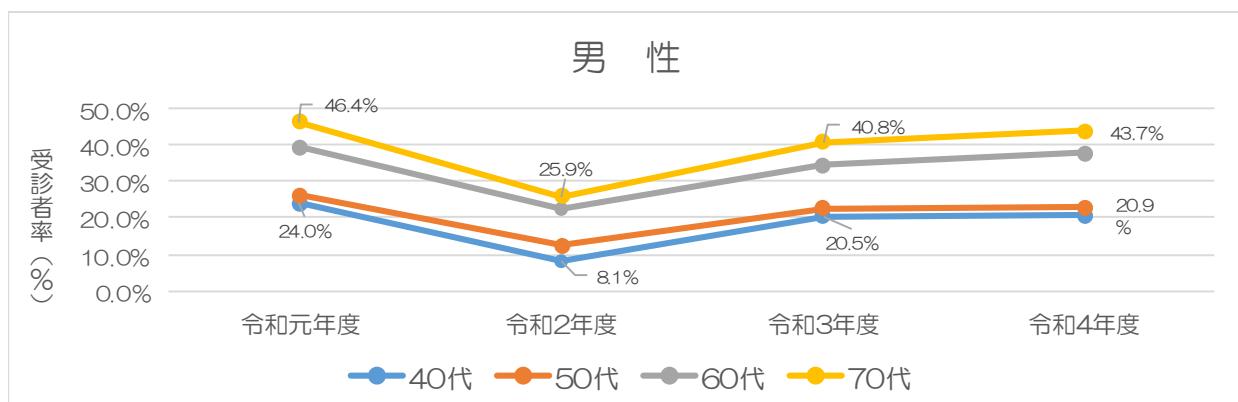


出典：KDB（国保データベースシステム）

##### ■性別・年代別受診者率

性別、年代別の受診者率をみると、40歳代、50歳代の男女が低い状況です。

性別、年代別特定健康診査受診者率の推移



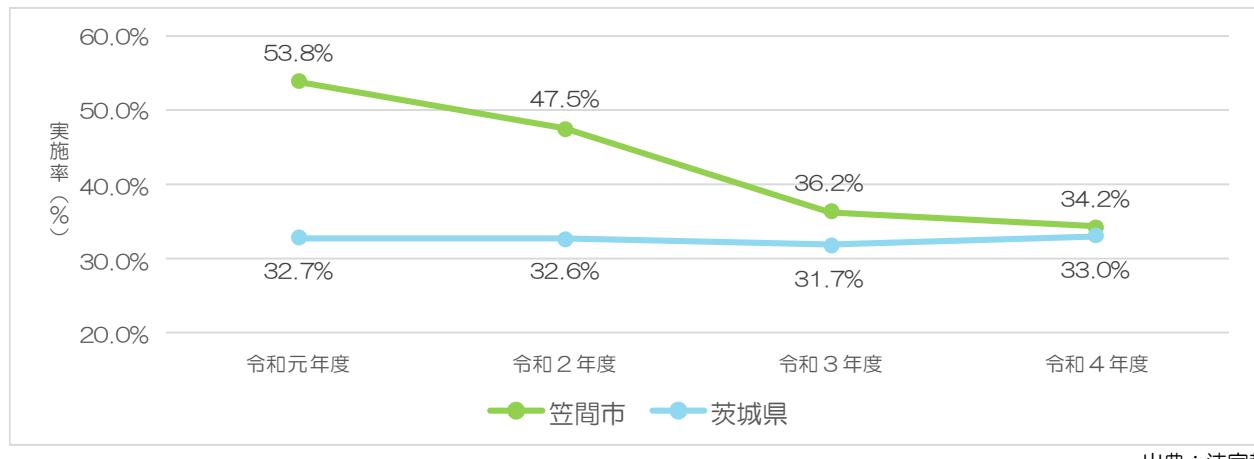
出典：法定報告

## 5. 特定保健指導の状況

### ■特定保健指導実施率

特定保健指導実施率は、コロナ禍以降、利用者数および実施率も減少傾向ですが、茨城県平均と比べると高い実施率です。令和4年度は34.2%でした。

特定保健指導実施率

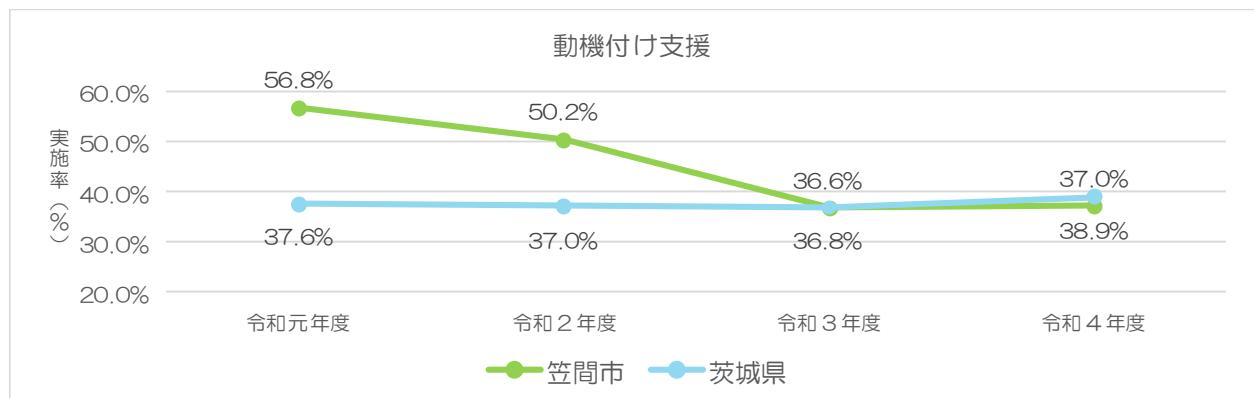


出典：法定報告

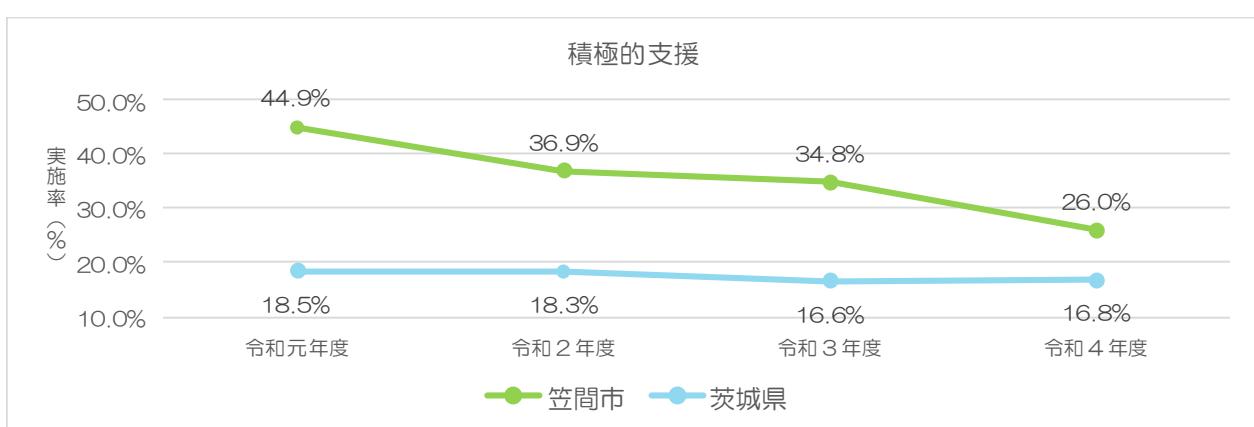
### ■支援別実施率

動機付け支援、積極的支援ともに、コロナ禍以降、利用者数および実施率も減少傾向です。

支援別実施率



積極的支援



出典：法定報告

## 第3章 笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画

### 1. 現状と重点課題、目標

■笠間市の現状及び課題は次のとおりです。

- ・人口は減少傾向にあり、高齢化率（令和4年度：32.7%）は増加傾向である。
- ・国民健康保険加入者の死因割合の約92%をがん、心疾患、脳血管疾患で占めている。
- ・全国に比べ、心疾患、脳血管疾患、糖尿病による死因が有意に高い。
- ・1人あたりの医療費は、年々増加している。
- ・医療費の約34%を生活習慣病が占めている。
- ・新規人工透析導入者数（令和4年度：13人）は、県内同規模市町村（平均9人）に比べ多い。
- ・介護保険認定者の糖尿病有病率（令和4年度：27.3%）が高い（県平均：23.2%・国平均：24.3%・同規模市町村平均24.2%）。
- ・糖尿病患者の歯肉炎・歯周病率（令和4年度：42.8%）は、県内同規模市町村（平均約35%）に比べ高い。
- ・脳卒中、虚血性心疾患、糖尿病等の生活習慣病患者のうち、60～80%の人が高血圧症を併発している。
- ・高血圧症患者のうち約60%の人が糖尿病の投薬治療を受けており、そのうち約70%の人が虚血性心疾患の投薬治療を受けている。

■上記課題を解決するための短期的目標・中長期目標を下記のとおりとします。

○短期的目標

- ① 高血圧症、脂質異常症、糖尿病、腎不全、メタボリックシンドロームを減少させる。
- ② 40歳代、50歳代の受診者率を向上させる。

○中長期的目標

- ① 1人あたり医療費の伸び率を抑制する。
- ② 生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症）の入院・外来費用割合を減少させる。

### 2. 目標を達成するための事業

第2期の評価及び課題を踏まえ、目標を達成するための事業を実施します。

### 3. 地域包括ケアとの連携

笠間市の高齢化率や介護認定率が高いことから、介護予防策や疾病の重症化予防対策が必要です。このため、地域における課題やニーズを把握すること、KDBやレセプトデータを活用し健康事業・介護予防・生活支援に関する現状分析をすることなど、国保保険者としてできる取り組みについて、医療・介護・保健・福祉など関係機関と連携していきます。

■第3期における目標値

目 標	指 標	ベースライン (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
短 期 的	高 血 壓	収縮期血圧が 130mmHg 以上の割合	44.5%
		拡張期血圧が 85mmHg 以上の場合	19.4%
		Ⅱ度高血圧未治療者の割合 収縮期血圧が 160~179mmHg かつ／ または 拡張期血圧が 100~109mmHg	49.3%
		Ⅲ度高血圧未治療者の割合 収縮期血圧が 180mmHg 以上 かつ／ま たは 拡張期血圧が 110mmHg 以上	47.8%
		HbA1c 値が 6.5%以上の割合	11.6%
	糖 尿 病	HbA1c 値が 7.5%以上の未治療者の割合	11.2%
		HbA1c8.0%以上の者のうち、医療機関を 受診していない者の割合※	7.5%
		HbA1c8.0%以上の者の割合※	1.59%
		歯肉炎・歯周病率	42.8%
		クレアチニンの値が、男性 1.01mg/dl 以 上、女性 0.71mg/dl 以上の割合	29.2%
	腎 不 全	eGFR 値が 60 未満の割合	24.5%
		中性脂肪が 150mg/dl 以上の割合	28.9%
	脂 質 異 常	LDL-C 値が 120mg/dl 以上の割合	52.2%
		該当者の割合	19.9%
	メタボリック シンドローム	BM125 以上の割合	26.9%
		実施率※	39.7%
	特 定 健 康 診 査	2年連続受診者率※	31.7%
		男性の受診者率 40 歳代	20.9%
		50 歳代	23.1%
		女性の受診者率 40 歳代	28.1%
		50 歳代	34.7%
		実施率※	34.2%
		対象者の減少率※	17.7%
		1人あたりの医療費の伸び率（前年度比）	0.8%
中 長 期 的	医 療 費	生活習慣病に関する入院費用の割合	10.0%
		生活習慣病に関する外来費用の割合	21.8%
		0.8%	0.8%
※：茨城県との共通指標			

## 第4章 笠間市特定健康診査等第4期実施計画

### 1. 第3期計画の評価

#### 策定期の目標値・実績値の比較評価

区分		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
特定健康診査	実施率	目標値	50.0%	53.0%	56.0%	60.0%
		実績値	41.9%	42.6%	22.7%	37.2%
	対象者数		14,158人	13,787人	13,722人	13,335人
	受診者数	集団健診	5,409人	5,228人	2,151人	4,942人
		医療機関健診	138人	194人	333人	188人
		ドック	776人	871人	705人	716人
		その他	81人	80人	47人	47人
	集団健診実施回数		58回	57回	30回	55回
	契約医療機関数	医療機関健診	574機関	578機関	583機関	584機関
		ドック	12機関	15機関	13機関	12機関
	ドック助成定員数		950人	930人	930人	930人
特定保健指導	実施率	目標値	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%
		実績値	45.2%	53.8%	47.5%	36.2%
	対象者数		919人	857人	417人	694人
	修了者数		415人	461人	198人	251人
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率 (平成20年度比)※		1.1527%	4.2945%	16.590%	6.2227%	10.154%

出典：法定報告

### 2. 現状と重点課題

#### ■現状分析

##### 【特定健康診査】

- 実施率は、令和元年度に42.6%まで上昇したが、コロナ禍における受診控えの影響により半減し、徐々に回復してきてはいるものの、目標値には達していない。
- 集団健診は、コロナ禍以降、予約制により実施しており、コールセンターやWeb予約での受付方法を導入している。
- 40歳代から50歳代の受診者率は、20%～30%台と低く、70歳代の受診者率は約半数と高い。
- 医療機関健診、かかりつけ医からの診療情報提供による受診者数は、年々減少している。

### 【特定保健指導】

- ・集団健診において、健診当日に会場で初回面接を実施する体制を導入した。
- ・実施率は令和元年度に 53.8%まで上昇したが、コロナ禍における受診控えの影響により減少し、徐々に回復してきてはいるものの、目標値には達していない。
- ・動機付け支援は、男女とも 60 歳代以降の実施率が高く、約 50%がリピーターである。
- ・積極的支援は、動機付け支援の 30%程度の実施率で、男女とも 60 歳未満の実施率が高く、約 40%がリピーターである。
- ・電子メールや Web 等、ICT を活用した支援環境を整備しているが、利用者は少ない。

### 【重点課題】

特定健康診査は、生活習慣病の早期発見・早期治療に有効ですが、30 歳代から生活習慣病の発症がみられることからも、特に受診者率の低い 40 歳代・50 歳代の受診者率向上が課題です。

### 3. 第4期における特定健康診査等の実施目標

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査・特定保健指導の実施方法や目標の基本的な事項など、特定健康診査等基本指針（基本方針）に定められており、第4期実施計画の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）までに達成すべき目標値は、次のとおりです。

#### 国の目標値

項目		令和 11 年度 (2029 年度) の目標値
実施に関する目標	特定健康診査実施率	60%以上（市町村国保）
	特定保健指導実施率	60%以上（市町村国保）
成果に関する目標	メタボリックシンドローム該当者 及び予備群の減少	25%以上減少 (平成 20 年度比)

#### ■第4期における目標値

第3期の分析、笠間市総合計画及び国の基本指針を踏まえ、第4期の目標値を次のとおりとします。

#### 第4期目標値

項目	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
特定健康診査実施率	41%	43%	45%	47%	48%	50%以上
特定保健指導実施率	37%	38%	39%	40%	41%	45%以上
メタボリックシンドローム該当者・予備群の 減少率(平成 20 年度比)						25%以上

#### 4. 対策の方針

第3期の評価及び上記現状分析等を踏まえ、引き続き、特定健康診査実施率及び特定保健指導実施率の向上を重点課題として取組みます。

##### 【特定健康診査】

- ①「健康診査のお知らせ」送付時や広報誌等により、健康診査受診の意義と重要性を啓発します。
- ②笠間市の死因第1位は「がん」であることから、「がん検診」の重要性を啓発します。
- ③特定健康診査には、保健センター等で受診する「集団健診」と、市内外の医療機関で受診する「医療機関健診」の2通りの受診方法について、積極的に周知します。
- ④未受診者に対する受診勧奨を実施します。
- ⑤市内医療機関と連携を図り、健康診査の啓発に努めます。
- ⑥年1回受診の重要性を周知し、継続受診の促進と経年的な健康診査結果の情報提供を充実します。
- ⑦必要に応じ、特定健康診査に代わる人間ドック・脳ドック受診の医療機関数や定員枠の見直しを行います。
- ⑧健康診査について、健康増進法に位置づけられるがん検診等と連携を図り、複合的に実施します。
- ⑨予約を必要としない「集団健診」の診査日の設定を検討します。

##### 【特定保健指導】

- ①集団健診において、問診（服薬・喫煙の有無）・体重・腹囲・血圧の結果で指導の対象となる人に、健診当日に会場での初回面接を引き続き実施します。
- ②保健指導ツール等を活用し、対象者に分かりやすい保健指導を実施します。
- ③医療機関健診や人間ドック・脳ドックの結果、対象となる人に保健指導を実施します。
- ④電子メールやWeb等、ICTを活用した支援体制について積極的に啓発・周知し、利用促進を図ります。

## 第5章 その他事業実施に必要な方策

### 1. 計画の評価及び見直し

本計画で掲げた事業・取組みについては、目標の達成状況を毎年度評価します。また、評価結果については、笠間市国民健康保険運営協議会に報告することとします。

なお、今後、分析や効果検証において、IT や AI などデジタル技術を取り入れ、多角的・複合的に評価・改善につなげていくことを検討するとともに、国の動向等も見定めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### 2. 公表・周知

本計画は、市ホームページに全文を掲載し公表します。また、関係機関・団体への配布や国民健康保険担当窓口等で閲覧できる体制を整える等の方法で周知を図ります。

### 3. 個人情報保護の取り扱い

特定健康診査等で得られる健康情報等の取扱いについては、笠間市個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を踏まえた対応を行います。

（関連法及びガイドライン）

- 個人情報の保護に関する法律
- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
- 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 等

### 4. 事業運営上の留意事項

本計画に定める事業の運営にあたっては、関係部署（保健部門、介護部門等）と連携を図り、共通認識をもって取り組むものとします。

笠間市国民健康保険保健事業総合計画【概要版】

<笠間市国民健康保険第3期データヘルス計画>

<笠間市特定健康診査等第4期実施計画>

令和6年3月 笠間市保健福祉部保険年金課